

令和2年度 医療事故報告書

地方独立行政法人長野県立病院機構

県立病院機構では、医療事故が発生した事実とその対応策等を公表することにより、病院運営の透明性を高めるとともに、他の医療機関における類似の医療事故発生の防止に資することをとおし、医療安全対策の推進に貢献していくことを目的として『医療事故公表指針』を定めております。

その指針において、以下の内容について、公表することを定めているため、令和元年度の包括的な報告書を作成し公表します。

1 医療事故の患者影響レベル毎の件数（レベル3b以上）

| レベル3b | レベル4 | レベル5 |
|-------|------|------|
| 34件 | 0件 | 0件 |

2 主な医療事故の概要と再発防止対策

| 区分 | 概要 | 再発防止策 |
|----|--|---|
| | 当機構におけるインシデント事例の3割は療養上の世話に関する項目である。 そのうち、転倒転落が占める割合は半数であるため、各病院で対策を考え医療安全管理者会議内で情報共有しながら再発防止に努めている。 | <ul style="list-style-type: none">・転倒転落予防のため、病棟巡視で患者の日常生活動作に合わせたベッドサイドのレイアウトをしている。・骨折のスクリーニングを行い、入院時に看護師と家族で骨折予防のために情報共有をしている。・薬剤師による内服薬の副作用チェック・作業療法士によるベッドサイドでの日常生活動作チェック・転倒転落後の経過観察パスを使用し、24時間後、72時間後で評価を行う。 |

3 主なヒヤリ・ハット事例の概要と再発防止対策

| 区分 | 概要 | 再発防止策 |
|----|--|---|
| | 【胸部レントゲン撮影部位入力間違い】 ・入院時検査として実施している胸部レントゲン撮影の指示があったが、医師の指示入力「頭部」となっていることに、放射線技師の指さし、声出し確認時に気がつき、医師に確認し、入力間違いであった。 | <ul style="list-style-type: none">・医師の指示に疑義がある場合は、医師に必ず確認する。・指示受け時に看護師が確認する。・患者に確認をする。・技師同士で確認をする。 |

4 医療安全向上のための取り組み

県立病院機構では、医療安全向上のため、上記以外にも様々な取り組みを実施しており、取り組みの成果

については各病院において情報の共有化を図っています。

① 医療安全管理者会議の開催

各県立病院の医療安全管理者が、月1回集まり、医療安全活動の推進、必要な情報交換、調査・分析及び医療安全対策の企画立案、提案等を行うことを目的に会議を実施している。令和2年度においては新型コロナウイルス感染対策のため、テレビ会議システムを使用するなどWebによる会議を実施した。

② 医療安全相互点検の実施

各県立病院の医療安全管理者が、点検リストを活用し、それぞれの病院の医療安全の取り組み状況を実地確認する相互点検を実施し、医療安全対策の充実及び安全意識の向上に努めている。令和2年度においては、新型コロナウイルス感染症の感染状況に応じた点検方法に変更し実施。

③ 医療安全自己点検の実施

県立病院共通の医療安全チェックシートを活用した院内の自己点検を行い、医療安全対策水準の客観的な把握や病院ごとの医療安全に対する意識の平準化などに努めている。

④ 医療安全研修会の開催

県立病院機構主催の医療安全研修会を年1回開催、長野県主催の医療安全研修会に参加するなど、職員の医療安全対策に関する知識の習得・資質の向上を図っている。令和2年度においては新型コロナウイルス感染対策のため実施できなかった。